

令和2年3月12日

各事業者様

市川市 財政部長 金子 明

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について（お知らせ）

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

施工中の工事及び業務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長について、発注者より意向を確認します。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。

2. 新型コロナウイルス感染症への罹患が確認された場合の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、工事請負契約書第20条（工事の中止）により、発注者より、工事の一時中止を指示することとなります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。

3. 上記2については、工事担当課と速やかに協議するようお願いいたします。

また、主任技術者及び監理技術者の配置等については、必要に応じて、工事担当課にご確認ください。

4. 上記1～3については、工事に関連する業務委託（調査、設計、測量等）についても、同様の取扱いといたします。

【問い合わせ】

財政部 契約課

担当 湯本・鈴木

047-712-8593（直通）